

(寄稿)

介護事業の再生

長期的な事業を前提として立ち上げた介護事業も、当初の事業モデルと現在とで、かい離を感じ、変化への対応に苦慮する事業者も多いのではないのでしょうか。

経済環境の変化や人口構造の変化による労働力の不足、介護サービスに対する質的な要求レベルの変化、伸び続ける平均余命などによる介護利用者側ニーズの変化など、その要因は様々です。例えば、サービス供給体制や供給量の確保が優先であった介護保険制度導入期においては、顕在化していなかった問題が、後に他の産業との処遇格差が顕在化したことで、「介護職員処遇改善加算」が設定されました。人材確保への影響を考慮するとこれらへの対応の可否で、事業者間の格差が広がる可能性も秘めています。

このような中、平成27年度の介護報酬改定は、▲2.27%という厳しいものとなり、これまでの財務基盤の中から現実的に「介護職員処遇改善加算」に対応することは難しいという事業者の声も多く聞かれ、収益性の改善が喫緊の課題となっている事業者も少なくないと思われます。これは一例にすぎませんが、環境変化への対応の可否が負のスパイラルに陥るか否かを決定づけると言っても過言ではありません。

本稿は、介護事業者の私的整理手続きや民事再生等の法的手続きにより再生を手がけておられる親和法律事務所 弁護士 齊藤 宏和先生に「介護事業の再生」をテーマに寄稿いただきました。

本稿では、介護事業の特性を踏まえその経験に基づき、事業再生の方向性として①売上の増大②経費の削減③過重債務の整理の3つの視点から介護事業の改善の在り方について紹介いただき、事業再生の流れとして、私的整理から法的整理まで、取り得る選択肢を体系的に解説いただきました。

報酬体系が決められている介護事業は、急速な収益性の改善で起死回生を果たすのは難しいです。財務基盤が脆弱になると利用者ニーズはあっても、「人」「もの」などの問題で、ニーズに十分に答えられないということもあり、財務基盤の脆弱さがネックになることもあります。このような状況からの脱出のヒントとして本稿をご活用いただければ幸いです。

(市川)

2015年6月15日

Healthcare note

(No. 15-06)

執筆者：
親和法律事務所
弁護士 齊藤 宏和

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部